

2013 年 3 月 19 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 255 号 ）

中国证券监督管理委员会、 RQFII に関する新試行弁法を公布 規制緩和で投資主体と投資対象を拡大

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国证券监督管理委员会（以下「中国証監会」という）は、2013 年 3 月 1 日付で『人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の試行弁法』（中国证券管理監督委員会令第 90 号、以下『試行弁法』という）を公布しました。2011 年 12 月に試行を開始した人民元適格国外機関投資家（通称「RQFII」）制度の規制緩和を図っており、RQFII 資格を取得できる投資主体と投資可能な商品分野を拡大しています。

□ 投資限度額内で自由な運用が可能に

「RQFII」とは、中国域外にある人民元資金で中国国内の証券投資を行う域外機関投資家を指し、外貨で人民元を購入し中国国内で証券投資を行う「適格国外機関投資家（QFII）」と区別されます。RQFII は、中国証監会で資格の批准を得た後、外貨管理局に投資限度額を申請し、その批准を得た限度額内で投資業務を展開することができます（『試行弁法』第 2 条）。

RQFII 申請資格はこれまで、中国のファンド管理会社・証券会社の香港法人に限定されていましたが、今回の規制緩和により、投資主体が中国の商業銀行・保険会社の香港法人、さらに香港で登録・経営している金融機構まで拡大されました。『試行弁法』と合わせて発表された『「人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の試行弁法」の実施についての規定』（以下『実施規定』という）は、以下の条件を満たす機関投資家が RQFII 資格を申請できると規定しています（第 1 条）。

- ✓ 国内ファンド管理会社、証券会社、商業銀行、保険会社等の香港子会社、もしくは登録地および主要経営地が香港地区にある金融機構であること
- ✓ 香港証券監督管理部門で資産管理業務資格を取得し、すでに資産管理業務を展開していること

また、投資・運用対象に関する規制も緩和しています。2011 年の試行当初は、香港で調達した人民元資金の 80%を各種債券および固定収益ファンドを含む固定収益証券に投資することを義務付け、株式お

よび株式ファンドへの投資を 20%以下に制限していました（『「ファンド管理会社、証券会社人民元適格
国外機関投資家による国内証券投資の試行弁法」の実施についての規定』第 5 条）。2012 年 4 月には、A
株指数構成銘柄に投資し香港証券取引所に上場する人民元建て上場投資信託（ETF）に運用することを許
可。今回の規制緩和により、投資可能な金融商品に株式指数先物を追加（『実施規定』第 5 条）し、投資
比率制限の規定も削除して投資限度額内で自由に運用できるようにしました。

RQFII が投資できる金融商品

- ✓ 証券取引所で取引もしくは譲渡される株式、債券およびワラント債（新株
発行、転換債券発行、増資、割当増資への参加を含む）
- ✓ インターバンク債券市場で取引される固定収益商品
- ✓ 証券投資ファンド
- ✓ 株式指数先物
- ✓ 中国证券监督管理委员会が許可したその他の金融商品

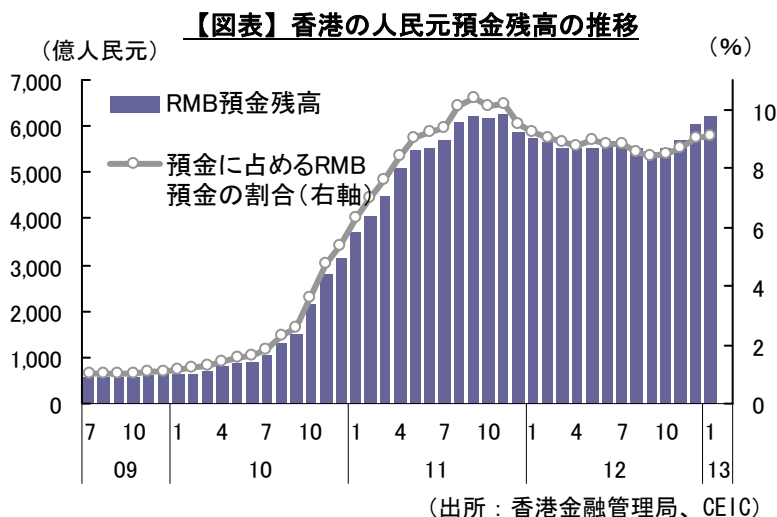
（『実施規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

その一方で、上場企業 1 社当たりの持株比率には制限が課されています。単独の国外投資家による単
独の上場企業に対する投資を当該上場企業の株式総数の 10%以下に、国外投資家全体による単独の上場
企業 A 株への投資を当該上場企業の株式総数の 30%以下に抑えなければなりません（『実施規定』第 6
条）。この規定は、QFII に対するものと同様になります（『適格国外機関投資家による国内証券投資の
管理弁法」実施に関連する問題についての規定』[中国证券监督管理委员会公告 2012 年 17 号]第 9 条）。
ただし、『外国投資家による上場会社に対する戦略投資に係る管理弁法』（商務部、中国证券監督管理委
員会、国家税務総局、国家工商行政管理総局、国家外貨管理局令 2005 年第 28 号）に基づいて戦略投資
を行う場合は、この限りではありません。

□ RQFII のさらなる拡大に期待

中国証監会によると、『試行弁法』公布の時点で 27 社が RQFII 資格を取得、批准済の投資限度額は計
700 億元に上っており、このうち 24 社が 270 億元の枠で債券商品に投資、4 社が 430 億元の枠で上場投
資信託（ETF）に投資しています。中
国証監会は 2012 年 11 月、RQFII 全体
の投資限度総額を 700 億元から 2,700
億元に引き上げており、批准済の 700
億元を除くと、まだ 2,000 億元の投資
枠が残されていることとなります。

中国証監会の郭樹清主席は、2013
年 1 月に香港で開催されたアジア金融
フォーラムにおいて、QFII と RQFII
の規模を現在の 9~10 倍にしたいと語
っています。また、中国証監会は 1 月



末、郭主席の台湾訪問に際し、「このほど、台湾の業界は1,000億元のRQFII投資限度額を単独で増加し、台湾資本金融機構のRQFII業務試行に専ら用いることを希望すると提案しており、大陸側はこれに対し積極的に考慮する。同時に、大陸側は条件に合致する台湾居民がRQFIIにおいて大陸の資本市場に投資することの許可を研究する」と発表しており、台湾におけるRQFIIの解禁が待たれています。

『試行弁法』の公布に当たって、中国証監会は「資本市場の対外開放および人民元国際化の需要に基づき、試行規模を不断に拡大し、さらに多くの国外長期資金を吸収し、資本市場の改革開放および安定的発展を促進する」とコメントしており、オフショア人民元業務のさらなる発展が見込まれます。

*

『試行弁法』と『実施規定』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および11ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

中国证券管理監督委員会令 第 90 号

『人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の試行弁法』は、中国证券監督管理委員会の 2013 年 2 月 17 日の第 28 回主席弁公会議、中国人民銀行の 2013 年 2 月 26 日の第 2 回行長弁公会議、国家外貨管理局の 2013 年 2 月 21 日の第 2 回局長弁公会議の審議を通過した。ここに公布し、公布日より施行する。

中国证券監督管理委員会：郭樹清

中国人民銀行行長：周小川

国家外貨管理局局長：易綱

2013 年 3 月 1 日

人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の試行弁法

- 第1条** 人民元適格国外機関投資家が国内で証券投資を行う行為を規範化し、証券市場の発展を促進し、投資家の合法利益を保護するため、関連法律および行政法規に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 本弁法がいう人民元適格国外機関投資家（以下「人民元適格投資家」という）とは、中国证券監督管理委員会（以下「中国証監会」という）の批准を経て、合わせて国家外貨管理局（以下「国家外管局」という）が批准する投資限度額を取得し、国外からの人民元資金を運用して国内証券投資を行う国外法人を指す。
- 第3条** 中国証監会は法に基づき人民元適格投資家の国内証券投資に対し監督管理を実施し、中国人民銀行（以下「人民銀行」という）は法に基づき人民元適格投資家が国内で開設した人民元銀行口座に対し管理を行い、国家外管局は法に基づき人民元適格投資家の投資限度額に対し管理を実施し、人民銀行は国家外管局とともに法に基づき人民元適格投資家の資金払込・払出に対しモニタリングおよび管理を行う。
- 第4条** 人民元適格投資家が展開する国内証券投資業務は、適格国外機関投資家信託管理人の資格を有する国内商業銀行に資産信託管理業務の責任を負うことを委託し、国内証券会社に証券の代理売買を委託しなければならない。

人民元適格投資家は、国内資産管理機構に国内証券投資管理の実施を委託することができる。

第5条 人民元適格投資家資格の申請は、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 財務が安定的で、資本状況が良好で、登録地・業務資格等が中国証監会の規定に合致していること、
- (2) 企業統治および内部統制が有効で、従事者が所在国もしくは地域の関連従事資格要求に合致していること、
- (3) 経営行為が規範的で、直近3年または設立してから所在地の監督管理部門の重大な処罰を受けていない、
- (4) 中国証監会がプルーデンス監督管理に基づき規定するその他の条件。

第6条 中国証監会は、人民元適格投資家の国内証券投資業務資格に対し審査を行い、完全な申請書類を受け取った日から60日以内に批准または批准しないことの決定を下す。批准を決定した場合、書面の承認回答を行い、合わせて証券投資業務許可証を発給する。批准しないことを決定した場合、書面で申請人に通知する。

第7条 国内証券投資業務資格を取得した人民元適格投資家は、以下の資料を持参して国家外管局に投資限度額を申請しなければならない。

- (1) 申請人の基本状況、資金源の説明、国内証券投資計画等を含む申請報告、
- (2) 中国証監会が発給した証券投資業務許可証のコピー、
- (3) 公証を経た国内信託投資人に対する授權委託書、
- (4) 国家外管局が提出を要求するその他の資料。

国家外管局は、人民元適格投資家の完全な申請書類を受け取った日から60日以内に批准または批准しないことの決定を下す。批准を決定した場合、書面の承認回答を作成し、合わせて登記証を発給する。批准しないことを決定した場合、書面で申請人に通知する。

第8条 人民元適格投資家の国内信託管理人は、以下の職責を履行しなければならない。

- (1) 人民元適格投資家が信託管理するすべての資産の保管、
- (2) 人民元適格投資家の国内証券投資運用の監督、
- (3) 人民元適格投資家の資金払込・払出等の関連業務の手続、
- (4) 規定に基づく国際収支統計申告の実施、
- (5) 中国証監会、人民銀行および国家外管局への関連業務報告および報告表の送付
- (6) 中国証監会、人民銀行および国家外管局がプルーデンス監督管理原則に基づき規定するその他の職責。

第9条 人民元適格投資家による批准を経た投資限度額内の人民元金融ツールへの投資は、関連監督管理要求を遵守しなければならない。中国証監会および人民銀行は、マクロ管理要求および試行の発展状況に基づき、全体の投資比率および種類に対し規定および調整を行うことができる。

人民元適格投資家によるインターバンク債券市場への投資は、人民銀行の関連規定に基づき手続を行わなければならない。

第10条 人民元適格投資家が展開する国内証券投資業務の試行は、中国国内の持株比率、情報公開等に関する法律・法規の規定およびその他の関連監督管理規則の要求を遵守しなければならない。

人民元適格投資家は、人民銀行の規定に基づき、国内信託管理人を通じて人民銀行の人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに人民元資金の払込・払出等の情報を報告しなければならない。

第11条 人民元適格投資家は、投資限度額管理の関連要求に基づき資金の払込・払出の手続を行わなければならない。

人民元適格投資家は、人民元もしくは外貨購入により元本および投資収益を払い出すことができる。

第12条 中国証監会、人民銀行および国家外管局は、法に基づき人民元適格投資家、国内信託管理人、証券会社等の機構に人民元適格投資家の関連資料の提出を要求し、合わせて必要な尋問、検査を行うことができる。

第13条 人民元適格投資家は、以下のいずれかの状況にある場合、5営業日以内に中国証監会、人民銀行および国家外管局に報告しなければならない。

- (1) 国内信託管理人の変更、
- (2) 機構責任者の変更、
- (3) 株主構成の調整、
- (4) 登録資本の調整、
- (5) その他の機構の吸収合併、
- (6) 関係する重大な訴訟およびその他の重大事件、
- (7) 国外で受けた重大な処罰、
- (8) 中国証監会、人民銀行および国家外管局が規定するその他の状況。

第14条 人民元適格投資家は、以下のいずれかの状況にある場合、あらためて証券投資業務許可証を申請・受領しなければならない。

- (1) 機構名称の変更、
- (2) その他の機構への吸収合併、
- (3) 中国証監会および国家外管局が認定するその他の状況。

あらためて証券投資業務許可証を申請・受領する間、人民元適格投資家は継続して証券投資を行うことができる。ただし、中国証監会がプルーデンス監督管理原則に基づき一時停止の必要があると認識した場合を除く。

第15条 人民元適格投資家は、以下のいずれかの状況にある場合、証券投資業務許可証および外貨登記証をそれぞれ発行機関に返却しなければならない。

- (1) 証券投資許可証を取得した後、1年以内に国家外管局へ投資限度額の申請を提出しなかった場合、
- (2) 機構が解散し破産手続に移行した、または管財人により接管管理された場合、
- (3) 中国証監会、人民銀行および国家外管局が認定するその他の状況。

第16条 人民元適格投資家および国内信託管理人が国内証券投資業務試行の展開過程で違法・規定違反行為が発生した場合、中国証監会、人民銀行および国家外管局は法に基づき相応の監督管理措置および行政処罰を採用することができる。

第17条 本弁法は、公布日より施行する。2011年12月16日に公布した『ファンド管理会社、証券会社人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の試行弁法』は同時に廃止する。

(日本語仮訳)

中国证券管理監督委員会

「人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の試行弁法」の実施についての規定

人民元適格国外機関投資家（以下「人民元適格投資家」という）による国内証券投資試行業務を適切に遂行するため、ここに「人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の試行弁法」の実施に関する問題について以下のように規定する。

- 1、 人民元適格投資家資格を申請する場合、登録地、業務資格等は以下の条件に合致していなければならない。
 - (1) 国内ファンド管理会社、証券会社、商業銀行、保険会社等の香港子会社、もしくは登録地および主要経営地が香港地区にある金融機構、
 - (2) 香港証券監督管理部門で資産管理業務資格を取得し、合わせてすでに資産管理業務を展開していること。
- 2、 人民元適格投資家資格の申請は、国内信託管理人を通じて中国证券監督管理委員会（以下「中国証監会」という）に以下の申請書類を送付しなければならない。
 - (1) 申請理由、申請人の基本状況、国内証券投資計画等を含み、合わせて申請材料の真実性、正確性、完全性、コンプライアンス性について承諾を下した申請報告、
 - (2) 機構登録証のコピー、
 - (3) 所在地の監督管理部門が発給した業務許可証のコピー、
 - (4) 主要人員が所在国もしくは地域の関連従事資格要求に合致していることの証明、
 - (5) 直近3年もしくは設立以来、所在地の監督管理部門の重大処罰を受けていないことの証明、
 - (6) 資金源の説明および国内証券投資計画、
 - (7) 直近1年の会計審査を経た財務報告表、
 - (8) 国内信託管理人に対する授權委託書、
 - (9) 中国証監会が要求するその他の書類。

第6項の「資金源の説明および国内証券投資計画」は、以下の内容を含まなければならない。資金源、申請予定の投資限度額、発行予定のファンドもしくは商品の状況、資産配置、投資研究チーム・コンプライアンス・監察およびその他のバックオフィスの運営手配、国内外の信託管理人、証券を代理売買する証券会社等。

上述の申請書類は、正本1部および副本1部を含まなければならない。申請資料でコピーを提出

する必要がある場合、コピーと正本とが一致しているかに対して鑑定を行わなければならない。
申請資料が英文で書かれている場合、中国語の完全な訳本を提供しなければならず、財務報告表は審査会計士の意見および主要報告表のみを翻訳すればよい。

- 3、 人民元適格投資家は、人民元口座を開設した 5 営業日以内に、中国証監会に正式な信託管理協議を報告しなければならない。
- 4、 人民元適格投資家は、国内信託管理人に委託して中国証券登記決済有限責任公司（以下「中国決済公司」という）に証券口座の開設を申請しなければならない。人民元適格投資家は複数の証券口座を開設することができ、開設を申請する証券口座は批准を得た人民元口座と対応していなければならない。

人民元適格投資家は、中国決済公司の業務規則に基づき証券口座を開設および使用し、合わせてその開設した証券口座に対し管理責任を負わなければならない。

- 5、 人民元適格投資家は、批准を経た投資限度額内で、以下の人民元金融ツールに投資することができる。
 - (1) 証券取引所で取引もしくは譲渡される株式、債券およびワラント債、
 - (2) インターバンク債券市場で取引される固定収益商品、
 - (3) 証券投資ファンド、
 - (4) 株式指数先物、
 - (5) 中国証監会が許可したその他の金融ツール

人民元適格投資家は、新株発行、転換債権発行、株式の増資および割当増資の申請購入に参加することができる。

- 6、 国外投資家による国内証券投資は、以下の持株比率制限を遵守しなければならない。
 - (1) 単独の国外投資家による単独の上場会社に対する持株比率は、当該上場企業の株式総数の 10%を超えてはならない。
 - (2) 国外投資家全体による単独の上場会社 A 株の持株比率総計は、当該上場企業の株式総数の 30%を超えてはならない。

国外投資家が『外国投資家による上場会社に対する戦略投資に係る管理弁法』に基づき上場企業に戦略投資する場合、その戦略投資の持株は上述の比率制限を受けない。

- 7、 人民元適格投資家の国内証券投資が情報公開要求に達した場合、情報開示義務者として、証券取引所に情報開示内容を提出しなければならない。
- 8、 人民元適格投資家は、それぞれ上海、深圳証券取引所で3社を超えない国内証券会社に委託して証券取引を行うことができる。
- 9、 本規定は、公布日より試行する。2011年12月16日に公布した『「ファンド管理会社、証券会社の人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の試行弁法」の実施についての規定』は同時に廃止する。

(中国語原文)

**中国证券监督管理委员会令
第 90 号**

《人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法》已经中国证券监督管理委员会 2013 年 2 月 17 日第 28 次主席办公会议、中国人民银行 2013 年 2 月 26 日第 2 次行长办公会议、国家外汇管理局 2013 年 2 月 21 日第 2 次局长办公会议审议通过，现予公布，自公布之日起施行。

中国证券监督管理委员会主席：郭树清

中 国 人 民 银 行 行 长：周小川

国 家 外 汇 管 理 局 局 长：易 纲

2013 年 3 月 1 日

人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法

第一条 为规范人民币合格境外机构投资者在境内进行证券投资的行为，促进证券市场发展，保护投资者合法权益，根据有关法律和行政法规，制定本办法。

第二条 本办法所称人民币合格境外机构投资者（以下简称人民币合格投资者），是指经中国证券监督管理委员会（以下简称中国证监会）批准，并取得国家外汇管理局（以下简称国家外汇局）批准的投资额度，运用来自境外的人民币资金进行境内证券投资的境外法人。

第三条 中国证监会依法对人民币合格投资者的境内证券投资实施监督管理，中国人民银行（以下简称人民银行）依法对人民币合格投资者在境内开立人民币银行账户进行管理，国家外汇局依法对人民币合格投资者的投资额度实施管理，人民银行会同国家外汇局依法对人民币合格投资者的资金汇出入进行监测和管理。

第四条 人民币合格投资者开展境内证券投资业务，应当委托具有合格境外机构投资者托管人资格的境内商业银行负责资产托管业务，委托境内证券公司代理买卖证券。

人民币合格投资者可以委托境内资产管理机构进行境内证券投资管理。

第五条 申请人民币合格投资者资格，应当具备下列条件：

（一） 财务稳健，资信良好，注册地、业务资格等符合中国证监会的规定；

- (二) 公司治理和内部控制有效，从业人员符合所在国家或地区的有关从业资格要求；
- (三) 经营行为规范，最近 3 年或者自成立起未受到所在地监管部门的重大处罚；
- (四) 中国证监会根据审慎监管原则规定的其他条件。

第六条 中国证监会对人民币合格投资者的境内证券投资业务资格进行审核，自收到完整的申请文件之日起 60 日内作出批准或者不予批准的决定。决定批准的，作出书面批复并颁发证券投资业务许可证；决定不批准的，书面通知申请人。

第七条 取得境内证券投资业务资格的人民币合格投资者应当持下列材料向国家外汇局申请投资额度：

- (一) 申请报告，包括申请人基本情况、资金来源说明、境内证券投资计划等；
- (二) 中国证监会颁发的证券投资业务许可证复印件；
- (三) 经公证的对境内托管人的授权委托书；
- (四) 国家外汇局要求提供的其他材料。

国家外汇局自收到人民币合格投资者完整的申请文件之日起 60 日内作出批准或者不予批准的决定。决定批准的，作出书面批复并颁发登记证；决定不批准的，书面通知申请人。

第八条 人民币合格投资者的境内托管人应当履行下列职责：

- (一) 保管人民币合格投资者托管的全部资产；
- (二) 监督人民币合格投资者的境内证券投资运作；
- (三) 办理人民币合格投资者资金汇出入等相关业务；
- (四) 按照规定进行国际收支统计申报；
- (五) 向中国证监会、人民银行和国家外汇局报送相关业务报告和报表；
- (六) 中国证监会、人民银行和国家外汇局根据审慎监管原则规定的其他职责。

第九条 人民币合格投资者在经批准的投资额度内投资人民币金融工具，应当遵守相关监管要求。中国证监会和人民银行可以根据宏观管理要求和试点发展情况，对总体投资比例和品种做出规定和调整。

人民币合格投资者投资银行间债券市场，应当根据人民银行相关规定办理。

第十条 人民币合格投资者开展境内证券投资业务试点，应当遵守中国境内关于持股比例、信息披露等法律法规的规定和其他有关监管规则的要求。

人民币合格投资者应当按照人民银行的规定,通过境内托管人向人民银行人民币跨境收付信息管理系统报送人民币资金汇出入等信息。

第十一条 人民币合格投资者应当按照投资额度管理的有关要求办理资金汇出入。

人民币合格投资者可以人民币或购汇汇出本金和投资收益。

第十二条 中国证监会、人民银行和国家外汇局依法可以要求人民币合格投资者、境内托管人、证券公司等机构提供人民币合格投资者的有关资料,并进行必要的询问、检查。

第十三条 人民币合格投资者有下列情形之一的,应当在5个工作日内报告中国证监会、人民银行和国家外汇局:

- (一) 变更境内托管人;
- (二) 变更机构负责人;
- (三) 调整股权结构;
- (四) 调整注册资本;
- (五) 吸收合并其他机构;
- (六) 涉及重大诉讼及其他重大事件;
- (七) 在境外受到重大处罚;
- (八) 中国证监会、人民银行和国家外汇局规定的其他情形。

第十四条 人民币合格投资者有下列情形之一的,应当重新申领证券投资业务许可证:

- (一) 变更机构名称;
- (二) 被其他机构吸收合并;
- (三) 中国证监会和国家外汇局认定的其他情形。

重新申领证券投资业务许可证期间,人民币合格投资者可以继续进行证券投资,但中国证监会根据审慎监管原则认为需要暂停的除外。

第十五条 人民币合格投资者有下列情形之一的,应当将证券投资业务许可证和外汇登记证分别交还发证机关:

- (一) 取得证券投资业务许可证后1年内未向国家外汇局提出投资额度申请的;
- (二) 机构解散、进入破产程序或者由接管人接管的;

(三) 中国证监会、人民银行和国家外汇局认定的其他情形。

第十六条 人民币合格投资者及境内托管人在开展境内证券投资业务试点过程中发生违法违规行为的，中国证监会、人民银行和国家外汇局可以依法采取相应的监管措施和行政处罚。

第十七条 本办法自公布之日起施行，2011 年 12 月 16 日发布的《基金管理公司、证券公司人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法》同时废止。

(中国語原文)

**中国证券监督管理委员会
关于实施《人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法》的规定**

为做好人民币合格境外机构投资者（以下简称人民币合格投资者）境内证券投资试点工作，现就实施《人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法》的有关问题规定如下：

一、 申请人民币合格投资者资格的，注册地、业务资格等应当符合下列条件：

- （一） 境内基金管理公司、证券公司、商业银行、保险公司等香港子公司，或者注册地及主要经营地在香港地区的金融机构；
- （二） 在香港证券监管部门取得资产管理业务资格，并已经开展资产管理业务。

二、 申请人民币合格投资者资格，应当通过境内托管人向中国证券监督管理委员会（以下简称中国证监会）报送下列申请文件：

- （一） 申请报告，包括申请原因、申请人基本情况、境内证券投资计划等，并对申请材料的真实性、准确性、完整性、合规性做出承诺；
- （二） 机构注册证书复印件；
- （三） 所在地监管部门颁发的业务许可证书复印件；
- （四） 主要人员符合所在国家或地区有关从业资格要求的证明；
- （五） 最近 3 年或者自成立起未受到所在地监管部门重大处罚的证明；
- （六） 资金来源说明及境内证券投资计划；
- （七） 最近 1 年经审计的财务报表；
- （八） 对境内托管人的授权委托书；
- （九） 中国证监会要求的其他文件。

第（六）项“资金来源说明及境内证券投资计划”应当包括以下内容：资金来源、拟申请投资额度、拟发行基金或产品情况、资产配置、投资研究团队、合规监察及其他后台运营安排、境内外托管人、代理买卖证券的证券公司等。

上述申请文件应当包括一份正本和一份副本。申请材料须提交复印件的，应当对复印件与原件是否一致进行鉴证。申请材料用英文书写的，应当提供中文完整译本，财务报表可仅翻译审计师意见和主要报表。

三、 人民币合格投资者应当在人民币账户开立 5 个工作日内向中国证监会报送正式托管协议。

四、 人民币合格投资者应当委托境内托管人向中国证券登记结算有限责任公司（以下简称中国结算公司）申请开立证券账户。人民币合格投资者可以开立多个证券账户，申请开立的证券账户应当与获批的人民币账户对应。

人民币合格投资者应当按照中国结算公司的业务规则开立和使用证券账户，并对其开立的证券账户负管理责任。

五、 人民币合格投资者在经批准的投资额度内，可以投资于下列人民币金融工具：

- （一） 在证券交易所交易或转让的股票、债券和权证；
- （二） 在银行间债券市场交易的固定收益产品；
- （三） 证券投资基金；
- （四） 股指期货；
- （五） 中国证监会允许的其他金融工具。

人民币合格投资者可以参与新股发行、可转换债券发行、股票增发和配股的申购。

六、 境外投资者的境内证券投资，应当遵循下列持股比例限制：

- （一） 单个境外投资者对单个上市公司的持股比例，不得超过该上市公司股份总数的 10%；
- （二） 所有境外投资者对单个上市公司 A 股的持股比例总和，不得超过该上市公司股份总数的 30%。

境外投资者根据《外国投资者对上市公司战略投资管理办法》对上市公司战略投资的，其战略投资的持股不受上述比例限制。

七、 人民币合格投资者的境内证券投资达到信息披露要求的，作为信息披露义务人，应当向证券交易所提交信息披露内容。

八、 每个人民币合格投资者可以分别在上海、深圳证券交易所委托不超过 3 家境内证券公司进行证券交易。

九、 本规定自公布之日起施行，2011 年 12 月 16 日发布的《关于实施〈基金管理公司、证券公司人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法〉的规定》同时废止。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。